「救急・集中治療における生命維持治療の終了・差し控えに関する４学会合同ガイドライン」改訂案に対する当家族会の立場について

会員の皆様へ

東京新聞の 2026 年 3 月 24 日付記事にありますように、日本集中治療医学会、日本救急医学会、日本循環器学会、日本緩和医療学会の４学会により、救急・集中治療の現場における生命維持治療（人工呼吸器や透析など）の終了や差し控えに関するガイドラインの改訂案が発表されています 。

この改訂案について、当家族会として精査し、重度障害者とその家族の命と尊厳を脅かす重大な懸念があると判断いたしました。つきましては、臓器移植法を問い直す市民ネットワークのパブリックコメントである「撤回を求める要請書」の意見に賛同し、本会としても同ガイドライン案に対する重大な懸念を表明いたします。

■ 危惧する主な点

1. **「終末期」の定義の曖昧化といのちの選別**：改訂案では、必ずしも従来の「終末期」ではない患者も治療終了の対象に含まれる可能性が示されています。これは、救命を目指す医療から、命を選別する医療への転換につながる恐れがあります。

2. **「介護力」による治療方針の左右**：方針決定の際、患者の意思だけでなく家族の「介護力」や環境要因を考慮するとされています。これは、家庭の負担を理由に治療の継続を断念させる圧力になりかねず、社会保障のあり方を軽視するものと言わざるを得ません。

3. **死への誘導につながる問いかけ**：「これができないまま生きていくのは考えられないと思うのはどんなことか」といった質問例が示されていますが、これは障害を持ちながらも人生を謳歌している方々の現状を無視し、死を選択するように誘導する危うさを孕んでいます。

■ 対応について

本ガイドライン案に対するパブリックコメント（意見公募）が 2026 年 3 月 27 日まで実施され、本会も意見を申し入れました。今後、全国遷延性意識障害者家族会と共に、組織としても意見・立場を表明する準備を進めております。

私たちの家族が、どのような状態にあっても尊厳を持って生き、必要な医療を受けられる社会を守るため、皆様のご理解をお願い申し上げます。

2026 年 3 月 31 日

脳損傷による遷延性意識障がい者と家族の会 わかば
副代表　藤岡香栄
事務局長 麦倉泰子
役 員 一 同

※次ページは、東京新聞の記事と、臓器移植法を問い直す市民ネットワーク事務局の川見公子様より共有頂いた４学会への要請文です。ご参照ください。